

別表（第3条、第5条関係）

メニュー	採択要件	補助率
<p>1 整備事業</p> <p>(1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 被害防止施設 (9) 農業廃棄物処理施設 (10) 生産技術高度化施設 (11) 種子種苗生産関連施 (12) 有機物処理・利用施設</p>	<p>1 メニュー欄の1の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 実施要綱第3の5の成果目標の基準を満たしていること。 (2) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p>	<p>1 補助率は事業費の1/2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合生産にあっては、局長等が別に定める率又は額以内）とする。</p>
<p>2 生産支援事業</p> <p>(1) 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>(2) 生産資材の導入等</p>	<p>2 メニュー欄の2の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 実施要綱第3の5の成果目標の基準を満たしていること。 (2) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。</p>	<p>2 補助率は次のとおりとする。</p> <p>(1) の事業 導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする。</p> <p>(2) の事業 1/2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合においては、生産局長等が別に定める率又は額以内）とする。</p>
<p>3 効果増進事業</p> <p>事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等</p>	<p>3 採択要件は、メニュー欄の2の事業を効果的に実施するために必要なものとする。</p>	<p>3 補助率は定額（1/2相当）とする。</p>

区分	重要な変更	
	経費の配分の変更	事業内容の変更
<p>1 整備事業</p> <p>(1) 整備事業費 (2) 付帯事務費</p>	<p>1 経費の欄に上げる1、2及び3の相互間における経費の増減</p> <p>2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者等の名称変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 経費の欄に上げる1、2及び3のそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は補助金の増</p> <p>4 経費の欄に上げる1、2及び3のそれぞれの経費の事業費又は補助金の30%を超える減</p>
<p>2 生産支援事業</p> <p>生産支援事業費</p>		
<p>3 効果増進事業</p> <p>効果増進事業費</p>		